

地域雇用活性化推進事業のご案内

～地域のアイデアの実現を支援します！～

厚生労働省 地域雇用対策課
都道府県労働局 令和5年2月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 地域雇用活性化推進事業とは
- 皆さんの地域で抱えている課題の整理
- 地域雇用活性化推進事業で具体的に何ができるのか。
- 地域雇用活性化推進事業スキーム
- 事業実施までのスケジュール（概略）
- 事業に関するお問い合わせ先

雇用が不足している地域や過疎化が進んでいる地域における、地域の特性を生かした雇用創出と人材育成への取組を支援する事業です。

▷ 費用は国が負担します。

年間最大4千万円、複数の市町村で実施する場合には費用を上乗せします。（1地域あたり2千万/年、上限1億円/年）



▷ 取組期間は最大3年度間

国の委託事業として、実施いただきます。

▷ 計画策定から事業終了まで、地域活性化の専門家がサポート

地域雇用対策や地方創生に関する識見を有する

「地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー」を派遣（無料）します。

雇用を実現するために必要な支援策とは。

例：働き方改革

ニーズに応じた職業訓練

DXを活用した経営強化（稼ぐ力の強化）

きめ細かな就職支援

採用力の強化

3.必要な支援策

企業・事業主側に求められる行動は。

例：①労働移動・処遇改善

②従業員の高齢化に御伴う担い手・後継者の確保育成

想定されるターゲットは。

例：①出産を機に退職後、復職を目指す女性や高年齢求職者

②正規へのステップアップを目指す非正規雇用労働者

③進学を機に県外大学に進学した若年求職者

④UIターン・移住希望者

1.課題

2.企業・事業主

2.求職者・労働者

雇用面の課題とは。

例：①介護・保育分野における人材不足の解消（長期的な課題）

②伝統産業の維持・技能継承（喫緊の課題）

地域雇用活性化推進事業で具体的になにができるのか

課題

- 市の産業を担う人材の育成が必要
…アクセスの良好な工業団地への企業誘致が進む。「人」が必要！
- 魅力的な商材を売り出す方策が不十分
…産地としてのブランド力を向上させ、「消費」を惹きつける！

厚生労働省からの支援

一年度当たり最大 **¥4,000万**（委託費）

※複数市町村で連携する場合

一地域当たり **+ ¥2,000万**

市（協議会）が中心となって行う雇用創出の取組

- **高付加価値製品展開についての伴走型支援（事業主へ）**
…イノベーションや流通・販路拡大の知見のある専門家を派遣。
- **モノづくりワークショップ（求職者へ）**
…時代に合わせて変化するモノづくり現場の体験機会提供。
- **面接会、職場見学、UIターン向け仕事移住セミナー（マッチング）**
…雇用環境改善等に取り組む事業所と多様な求職者とのマッチング。

協議会



市町村



経済団体



外部有識者

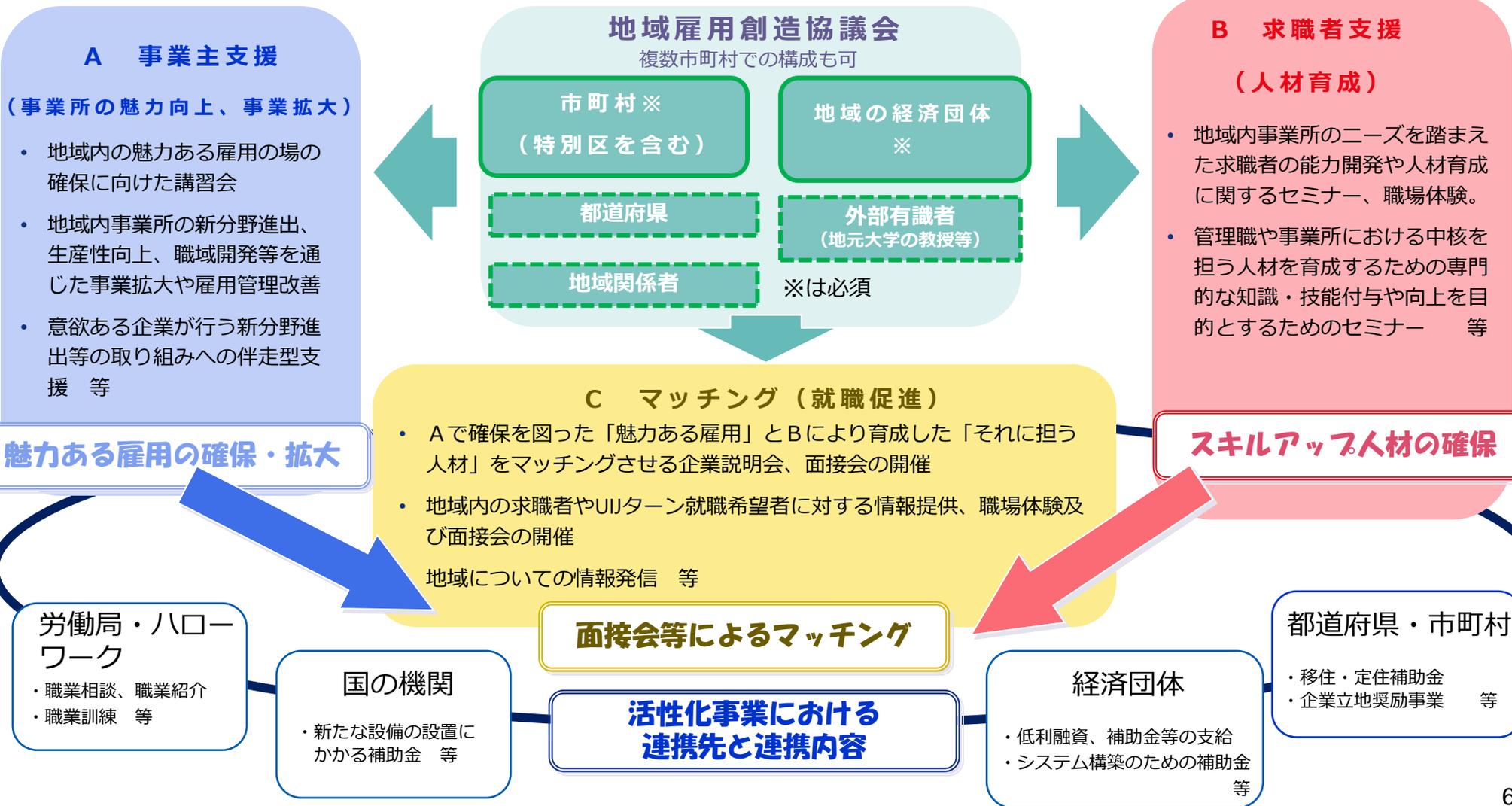
もたらされる効果

- 専門家が主催の商談会に定期的に参加し、海外等新規の販路が開拓され、収益アップ！
- SNS等を利用した効果的な情報発信により、製造業（地域）の存在感をアピール！
- 安定した雇用の確保が地域住民の就業につながり、市民一人ひとりの所得が増加！
- 住みたい町として選ばれるようになり、人口が増加に転じた！

地域雇用活性化推進事業スキーム

事業の実施主体は、市町村を主とした設置された「地域雇用創造協議会」です。

活性化事業は、関係団体との施策を連携し一体的に実施することで非常に効果的に実施できます



令和5年度における地域雇用活性化推進事業のスケジュール

※契約締結まで

	各地域	厚生労働省・都道府県労働局
令和4年11月	<ul style="list-style-type: none"> □ 協議会の立ち上げ（設立準備会でも可） □ 事業構想提案書の策定に向けた調査・検討 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域内事業所、求職者に対するニーズ・シーズ調査と分析 ✓ 地域課題や雇用課題の特定 ✓ 課題解決に向け重点的に取り組む分野、活用できる地域資源、対象とする求職者層等の決定 	
12月		
令和5年1月		◇地域雇用活性化推進事業の詳細を周知
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業構想提案書の策定 （雇用機会不足地域の場合は、地域雇用創造計画を併せて策定） □ 地域雇用活性化推進事業支援アドバイザーによる事業構想提案書のチェック・アドバイス 	
4月		◇公示（事業構想提案書の募集）
5月	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業構想提案書の提出 	◇事業構想提案書の〆切
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> □ プレゼンテーション（予定） 	◇事業選抜・評価委員会において選抜地域を決定
8月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> □ 委託契約締結、事業開始 	

事業に関するお問い合わせ先



問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号	問い合わせ窓口	電話番号
北海道労働局職業安定部職業対策課	011-738-1056	富山労働局職業安定部職業対策課	076-432-9162	島根労働局職業安定部職業対策課	0852-20-7021
青森労働局職業安定部職業対策課	017-721-2003	石川労働局職業安定部職業対策課	076-265-4428	岡山労働局職業安定部職業対策課	086-801-5107
岩手労働局職業安定部職業対策課	019-604-3005	福井労働局職業安定部職業対策課	0776-26-8613	広島労働局職業安定部職業対策課	082-502-7832
宮城労働局職業安定部職業対策課	022-299-8062	山梨労働局職業安定部職業対策課	055-225-2858	山口労働局職業安定部職業対策課	083-995-0383
秋田労働局職業安定部職業対策課	018-883-0010	長野労働局職業安定部職業対策課	026-226-0866	徳島労働局職業安定部職業対策課	088-611-5387
山形労働局職業安定部職業対策課	023-626-6101	岐阜労働局職業安定部職業対策課	058-245-1314	香川労働局職業安定部職業安定課	087-811-8922
福島労働局職業安定部職業対策課	024-529-5409	静岡労働局職業安定部職業対策課	054-271-9970	愛媛労働局職業安定部訓練室	089-900-5244
茨城労働局職業安定部職業対策課	029-224-6219	愛知労働局職業安定部職業対策課	052-219-5508	高知労働局職業安定部職業対策課	088-885-6052
栃木労働局職業安定部訓練室	028-610-3558	三重労働局職業安定部職業安定課	059-226-2305	福岡労働局職業安定部職業対策課	092-434-9806
群馬労働局職業安定部職業対策課	027-210-5008	滋賀労働局職業安定部職業対策課	077-526-8686	佐賀労働局職業安定部職業対策課	0952-32-7217
埼玉労働局職業安定部職業対策課	048-600-6209	京都労働局職業安定部職業対策課	075-241-3269	長崎労働局職業安定部職業対策課	095-801-0042
千葉労働局職業安定部職業対策課	043-221-4391	大阪労働局職業安定部職業対策課	06-4790-6310	熊本労働局職業安定部職業対策課	096-211-1704
東京労働局職業安定部職業安定課	03-3512-1654	兵庫労働局職業安定部職業対策課	078-367-0810	大分労働局職業安定部職業対策課	097-535-2090
神奈川労働局職業安定部職業対策課	045-650-2817	奈良労働局職業安定部職業対策課	0742-32-0209	宮崎労働局職業安定部職業対策課	0985-38-8824
新潟労働局職業安定部職業対策課	025-288-3508	和歌山労働局職業安定部職業対策課	073-488-1161	鹿児島労働局職業安定部職業対策課	099-219-8712
		鳥取労働局職業安定部職業対策課	0857-29-1708	沖縄労働局職業安定部職業対策課	098-868-3701